

新居浜市告示第 8 号

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第 5 条第 1 項及び第 5 項並びに第 7 条第 1 項から第 3 項までの規定による公衆の閲覧に供する方法について

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 34 号。以下「政令」という。）第 5 条第 1 項及び第 5 項並びに第 7 条第 1 項から第 3 項までの規定による公表は、公衆の閲覧に供する方法によるものとするので、政令第 5 条第 3 項（政令第 6 条及び第 7 条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 2 月 17 日

新居浜市副市長 赤尾 禎司

1 閲覧に供する方法

閲覧所を設け、又はインターネットを利用して閲覧に供する方法による。

2 閲覧所の場所および閲覧時間

(1) 閲覧の場所

次の表の左欄に掲げる公表事項ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる場所とする。

公表事項	閲覧所の場所
政令第 5 条第 1 項各号に掲げる事項	総務部契約課
政令第 7 条第 1 項各号に掲げる事項	
政令第 7 条第 2 項各号に掲げる事項	
政令第 7 条第 3 項の変更の理由	各契約担当課

(2) 閲覧時間

新居浜市の執務時間中とする。

3 インターネットのアドレス

(1) 新居浜市役所ホームページ

<https://www.city.niihama.lg.jp/>

(2) 入札情報公開システム

<https://www.pref.ehime.jp/site/nyusatsu/39222.html>

この告示は令和7年4月1日から施行する。